

(第一類 第十六号)

第一回 國會 財政及び金融委員會會議錄第四十六号

昭和二十三年十二月四日(木曜日)

午前十一時五分開議

出席委員

委員長代理 理事 青川 久衛君

理事 島田 晋作君 理事 中崎 敬君

理事 梅林 時雄君 理事 杉田 五郎君

理事 堀田 十一郎君

川合 彰武君 川島 金次君

河井 榮藏君 佐藤 觀次郎君

田中 織之進君 西村 榮一君

林 大作君 松尾 トシ君

中曾 根康弘君 松田 正一君

青木 孝義君 泉山 三六君

島村 一郎君 周東 英雄君

吉米 地英俊君 宮崎 靖君

井出 一太郎君 内藤 友明君

石原 登君

出席國務大臣

大藏大臣 栗栖 越夫君

出席政府委員

内閣官房次長 曾 益君

外務事務官 山田 久就君

大藏事務官 伊原 隆君

大藏事務官 石原 周夫君

農林事務官 山根 東明君

委員外の出席者

農林事務官 濱田 正君

専門調査員 國地 四松君

専門調査員 氏家 武君

十二月三日

特別都市計畫法第四條の規定による

國庫補助を國債證券の交付により行

う等の法律案(内閣提出)(第三三五

號)

未復員者給與法案(内閣提出)(第一

(三七號)

の審査を本委員會に付託された。

本日の會議に付した事件

食糧管理特別會計法等の一部を改正

する法律案(内閣提出)(第一二七號)

食糧管理特別會計が農業災害補償法

により昭和二十二年年度において負擔

金の財源に充てるための一般會計か

らの繰入金に關する法律案(内閣提

出)(第一二七號)

會社利益配當等臨時措置法案(内閣

提出)(第一三〇號)

財務局及び稅務署に在勤する政府職

員に對する稅務特別手當の支給に關

する法律案(内閣提出)(第一三二號)

未復員者給與法案(内閣提出)(第一

三七號)

○吉川委員長代理 たいまいり會議

を開きます。

本日は會社利益配當等臨時措置法

案、財務局及び稅務署に在勤する政府

職員に對する稅務特別手當の支給に關

する法律案及び未復員者給與法案の三

件を議題といたします。提案理由の説

明を求めます。

會社利益配當等臨時措置法案

會社利益配當等臨時措置法

第一條 この法律は、會社の利益の

分配の適正を期するため、會社の

利益の配當等につき所要の調整を

加へ、以て會社の經理を堅實に

し、産業の健全な發達に資するこ

とを目的とする。

第二條 會社は、當該事業年度の總

益金(當該事業年度において取り

崩した積立金及び前事業年度から

繰り越した益金は、これを含まな

いものとする。)及び第三項の規

定による配當引當積立金から取り

崩した金額の合計額から左の各號

に掲げる金額の合計額を差し引い

た金額(以下配當引當金という。)

を超えて利益又は剰餘金の配當を

してはならない。

一 當該事業年度の總損金及び前

事業年度から繰り越した損金

二 額面以上の償額を以て株式を

發行した場合においてその額面

を超える金額から發行のために

必要な費用を控除した金額で當

該事業年度の益金であるもの

三 合併に因り消滅した會社から

承継した資産の償額が、當該會

社から承継した債務の額並びに

當該會社の株主に交付した株式

の拂込株金額(當該會社の社員

の拂込出資として評價された額

を含む。)及び金銭の總額を超

える場合におけるその超過額で

當該事業年度の益金であるもの

四 資本の減少に因り減少した株

金額又は出資額が、消却又は株

金若しくは出資の拂戻に充てた

金額及び當該減資により填補す

る損金の額の合計額を超える場

合におけるその超過額で當該事

業年度の益金であるもの

五 當該事業年度の益金で資産の

評價換に因り生じたもの

六 前四號に掲げるものの外、當

該事業年度の益金で當該會社の

運営に因り生じたものの以外の益

金

七 當該事業年度分の法人税に相

當する金額

前項第七號の當該事業年度分の

法人税に相當する金額とは、會社の

當該事業年度の法人税法による所

得の金額から前項第二號乃至第六

號に掲げる金額の合計額を差し引

いた金額を同法による當該事業年

度の所得として同法の規定を適用

して算出した税額と當該會社の同

法による當該事業年度の資本につ

き同法の規定を適用して算出した

税額との合計額に相當する金額と

する。

會社は、配當引當金のうち、當

該事業年度において配當に充てな

かつた金額を、配當引當積立金と

して積み立てることができる。

第三條 會社は、利益若しくは剰餘

金の配當をするために借入金をし

て、又は借入金により利益若しく

は剰餘金の配當をしてはならな

い。

會社は、當該事業年度末までに

支拂期日の到來した金銭債務(當

該會社が遲滞の責に任じない金銭

債務を除く。)を完済した後でな

ければ、利益又は剰餘金の配當を

してはならない。

第四條 會社經理應急措置法の特別

經理會社(以下特別經理會社とい

う。)で企業再建整備法の整備計

畫を提出したもの又は經濟力集中

排除法第三條第一號乃至第三號の

規定により指定された會社(以下

指定會社という。)は、前二條の

規定に反しない場合においても、

企業再建整備法の決定整備計畫又

は經濟力集中排除法の決定指令の

内容の全部の實行を終るまでは、

利益の配當をしてはならない。但

し、大藏大臣の許可を受けた場合

は、この限りでない。

指定會社(特別經理會社である

指定會社を除く。)の利益の配當

について大藏大臣が前項但書の許

可をなすについては、豫め、持株

會社整理委員會の意見を求めなけ

ればならない。

第五條 會社は、利益又は剰餘金の

配當をしたときは、決算に關する

報告書並びに準備金及び利益の配

當に關する報告書を作成し、當該

事業年度の決算確定後三十日以内

に、これを大藏大臣に提出しなけ

ればならない。

大藏大臣は、前項の報告書の様

式を指定して、これによるべきこ

とを命ずることができる。

第六條 大藏大臣は、會社の業務又

は財産の状況に關して報告を徴

し、又は當該官吏に必要な場所

に臨檢し、帳簿書類その他必要な物

件を檢査させることができる。

前項の規定により當該官吏に臨

検査させざる場合には、その身分を示す證明を携帯せなければならぬ。

第七條 左の場合において、その行為をした會社の代表者、代理人、使用人その他の従業者は、これを五年以下の懲役又は五萬圓以下の罰金に處する。

一 第二條第一項、第三條又は第四條第一項の規定に違反して配當したとき

二 第三條第一項の規定に違反して借入金をしたとき

前項の罪を犯した者には、情狀により、懲役及び罰金を併科することができる。

第八條 第六條の規定による報告をなさず、若しくは虚偽の報告をなし、又は故なく當該官吏の臨検検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者は、これを一年以下の懲役又は一萬圓以下の罰金に處する。

第九條 會社の代表者、代理人、使用人その他の従業者が、その會社の業務に關し第七條又は前條の違反行為をしたときは、行為者を罰する外、その會社に對しても、各本條の罰金を科する。

第十條 第五條の報告を怠り、又は虚偽の報告をした場合においては、會社の取締役又はこれに準ずる者は、これを五千圓以下の過料に處する。

附則

この法律は、公布の日から、これを施行する。

この法律施行後最初に株主總會の承認その他適法の手續を経て確定する利益又は剰餘金の配當につ

いては、當該利益又は剰餘金の配當に係る事業年度の直前の事業年度から繰り越した益金及び當該事業年度において取り崩した積立金の金額のうち大藏大臣の承認を受けた金額は、これを第二條第一項の總益金の金額に算入することができる。

大藏大臣は、前項の繰り越した益金及び取り崩した積立金の金額のうち、第二條第一項第二號乃至第六號の益金に該當する金額又は該當しないことが明らかでない金額については、前項の承認を與えないことができる。

會社配當等禁止制限令は、これを廢止する。

この法律施行前株主總會の承認その他適法の手續を経て確定した利益又は剰餘金の配當については、舊令は、この法律施行後においても、なおその效力を有する。

この法律施行前（前項の配當については、同項の規定により效力を有する舊令の失効前）になした行為に對する罰則の適用については、なお従前の例による。

財務局及び税務署に在勤する政府職員に對する税務特別手當の支給に關する法律案

政府は、財務局又は税務署に在勤する官吏、嘱託員及び雇員（以下職員という。）が所轄廳の長の命により出張して、國税の調査、検査若しくは滞納處分事務又はその補助事務に従事し、その事務に従事した時間が一日につき五時間を超えた場合には、當該職員に對し、その一日につき、當該職員の

受ける俸給月額又は給料月額及び大藏大臣の定める給與月額の合計額の二十五分の一に左に掲げる割合を乗じて計算した金額を税務特別手當として支給することができる。

一 國税の調査若しくは検査事務又はその補助事務に従事する場合

二 國税の滞納處分事務又はその補助事務に従事する場合

前項の場合において、その事務の執行に當り當該職員の生命又は身體に著しい危険を及ぼす虞があると認められるときは、一日につき五十圓を前項の規定により計算した金額に加算することができる。

前項の危険の範圍その他税務特別手當の支給手續に關し必要な事項は、大藏大臣がこれを定める。

附則

この法律は、昭和二十二年十一月一日から、これを適用する。

未復員者給與法案

第一條 もとの陸海軍に屬している者で、まだ復員していないもの（以下未復員者という。）に係る給與に關しては、他の法令に特別の定めのあるものを除く外、この法律で定めるところによる。

第二條 未復員者に支給する給與は、これを分つて俸給、扶養手當及び歸郷旅費とする。

第三條 未復員者の俸給は、これを月額百圓とする。

俸給は、未復員者が内地（樺太を除く。以下同じ。）に歸還したとき、これをとりまとめてその者に支拂うものとする。但し、特に必要があるときは、その者が内地に歸還する以前でも、命令で指定する者に支拂うことができる。

第四條 未復員者で命令で定める扶養親族のあるものには、扶養手當を支給する。

扶養手當月額は、百五十圓に前項の規定による扶養親族の員数を乗じて得た額とする。

第一項の規定に該當する未復員者で、この法律施行の際現に從前の例によりその者の家族が給與の支拂を受けているものについては、その者の俸給月額と扶養手當月額との合計額が、この法律施行の際現に從前の例によりその者の家族が支拂を受けていた給與月額に満たないときは、その差額を超えない範圍内の額を前項の扶養手當月額に加えた額を以てその者の扶養手當月額とすることができ

る。但し、その額と前條に規定する俸給月額との合計額は、從前の例により昭和二十二年三月分としてその者の家族に支拂われていた給與の月額を超えてはならない。

扶養手當は、毎月、命令の定めるところにより、これを扶養親族の一人に支拂うものとする。但し、支給應において必要があると認められた場合においては、支給すべき三箇月分以内の分は、これをと

りまとめて支拂うことができる。扶養手當の支拂を受けている者又は命令で定める者は、左の各號

の一に該當する事實がある場合においては、遲滞なく、その旨を支給應に届け出なければならない。

一 あらたに扶養親族たる要件を具備する者があるに至つた場合

二 扶養親族のうち扶養親族たる要件を缺く者があるに至つた場合

扶養手當は、前項各號に掲げる事實の生じた日の屬する月の翌月分から、その支給を開始し、その支給額を改訂し、又はその支給をやめる。

第五條 未復員者が復員し又は死亡したときは、復員し又は死亡した日の屬する月分の俸給及び扶養手當は、全額これを支給する。

未復員者が復員し又は死亡した日の屬する月の翌月以降その者の復員又は死亡の事實の判明した日までに、既に支給された俸給又は扶養手當は、これを國庫に返還させないことができる。

未復員者が復員し又は死亡した場合においては、その者に係る俸給又は扶養手當の支拂を受ける者は、遲滞なく、その者の復員又は死亡の事實を支給應に届け出なければならない。前項の規定の適用を受けることはできない。

第六條 未復員者が連合國軍の命令により、戰爭犯罪人又は戰爭犯罪人容疑者として逮捕、抑留又は處刑された場合においては、その逮捕、抑留又は處刑の事實があつた日の屬する月の翌月分以後の俸給及び扶養手當は、これを支給しない。

前條第二項及び第三項の規定は、第一項の場合に、これを準用する。

第八條 未復員者が死亡した場合に

おいては、遺骨の引取に要する經費として、死亡者一人當り二百七十圓、遺骨の埋葬に要する經費として、死亡者一人當り三百十圓をして、その遺族に支給することができ、但し、命令で指定する者の遺族には、遺骨の埋葬に要する經費は、これを支給しない。

前項の規定による遺族の範圍及び順位は、死亡した未復員者の配偶者、子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹並びにこれらの親族を毎くときはその葬祭を行う者とし、同順位者にあつては、長は幼に先だつものとする。

第九條 この法律は、昭和二十二年七月一日以後において、その給與事由の生じた給與につき、これ適用する。

第十條 未復員者で、昭和二十二
七月一日現在において従前の例
より臨時家族手當を受けていた

族以外の扶養親族があつた場合において、當該扶養親族につき、命令の定めるところにより、扶養親族に關する事項を支給證に届け出でたときは、第四條第六項の規定にかかわらず、昭和二十二年七月分から、當該扶養親族に係る扶養手当を支給する。

は、従前の例によつては臨時家族手當を受け得ないがこの法律の規定の適用によりあらたに扶養手當を受け得ることとなつたものに、同日現在において、この法律の規定による扶養親族があつた場合に、これを準用する。

第十一條 昭和二十二年六月分以前の給與でこの法律施行の際まだ支給してない分については、なお

從前の例により、これを支給する。但し、昭和二十年九月分から昭和二十二年六月分までの給與のうちまだ支給していない給與は、別表に定める額により、これを拂切とすることができろ。

第十二條 昭和二十二年政令第五十二號（陸軍刑法を廢止する等の政令）第七條中「關しては、」の下に「未復員者給與法に定めるものを除く外、」を加える。

第十二條 昭和二十二年政令第五十

第十一條 昭和二十二年六月分以前

除く外、
しを加える。

未支給給與月額表

もと軍人		もと軍 屬		家族渡した月		扶 養 家 族 渡 した月		な あ る 者		扶養家族のない者	
大 將	舊本俸月額 五〇〇圓以上	四七〇	〇	一、〇二〇	五五〇	七九八	一、〇四一	一、一七三	一、三八二	二、〇〇六	二、〇二〇
中 將	同 四五〇圓以上	四一〇	〇	九八三	四八三	七三二	九六七	一、〇九三	二、八九九	一、八八六	一、八三六
少 將	同 四〇〇圓以上	三五五	〇	七七二	四一六	六六二	八八八	九九六	二、六一〇	一、七五〇	一、七〇〇
大 佐	同 三〇〇圓以上	三〇〇	〇	六四〇	三四〇	五七八	七七四	八八〇	二、二六二	一、五九四	一、五四四
特進中佐	同 二七〇圓以上	二五五	〇	五二五	二七〇	四九八	六六三	七六五	一、九一七	一、三八九	一、三三九
中 佐	同 二五〇圓以上	二三五	〇	四八五	二五〇	四七四	六三〇	七三二	一、八一八	一、三三六	一、二八六
特進少佐	同 二一〇圓以上	一九五	〇	四一五	二二〇	四三七	五八〇	六八一	一、六六五	一、二五五	一、二〇五
少 佐	同 二〇〇圓以上	一七五	〇	三七五	二〇〇	四二二	五四七	六四七	一、五六三	一、一九一	一、一四二
特進大尉	同 一五〇圓以上	一六五	〇	三二二	一五七	三五九	四七六	五六六	一、三二〇	一、〇四〇	九九〇
大 尉	同 一三〇圓以上	一四五	〇	二八二	一三七	三三四	四四二	五二九	一、二〇九	九六三	九一三
特進中尉	同 一〇〇圓以上	一二五	〇	二二九	一〇四	二八八	三七八	四七二	一、〇三五	八六五	八一五
中 尉	同 九五圓以上	一一五	〇	二〇九	九四	二七四	三六〇	四五二	九七八	八三六	七八六
特進少尉	同 九〇圓以上	一一五	〇	二〇五	九〇	二八八	三七八	四四八	九六六	八二二	七七二
少 尉	同 七〇圓以上	一〇五	〇	一七五	七〇	二七〇	三五六	四一一	八五五	七六五	七二五
准 尉	同 八五圓以上	一一〇	〇	一九五	八五	二六一	三四二	四三五	九二七	八〇九	七五九
曹 長	同 七五圓以上	八五	〇	一六〇	七五	二四七	三三四	四一六	八七〇	七七〇	七二〇
二等給	同 七五圓以上	八五	〇	一六〇	七五	二四七	三三四	四一六	八七〇	七七〇	七二〇
曹 長	同 八五圓以上	八五	〇	一六〇	七五	二四七	三三四	四一六	八七〇	七七〇	七二〇
二等給	同 七五圓以上	八五	〇	一六〇	七五	二四七	三三四	四一六	八七〇	七七〇	七二〇
曹 長	同 八五圓以上	八五	〇	一六〇	七五	二四七	三三四	四一六	八七〇	七七〇	七二〇
二等給	同 七五圓以上	八五	〇	一六〇	七五	二四七	三三四	四一六	八七〇	七七〇	七二〇
曹 長	同 八五圓以上	八五	〇	一六〇	七五	二四七	三三四	四一六	八七〇	七七〇	七二〇
二等給	同 七五圓以上	八五	〇	一六〇	七五	二四七	三三四	四一六	八七〇	七七〇	七二〇
曹 長	同 八五圓以上	八五	〇	一六〇	七五	二四七	三三四	四一六	八七〇	七七〇	七二〇
二等給	同 七五圓以上	八五	〇	一六〇	七五	二四七	三三四	四一六	八七〇	七七〇	七二〇
曹 長	同 八五圓以上	八五	〇	一六〇	七五	二四七	三三四	四一六	八七〇	七七〇	七二〇
二等給	同 七五圓以上	八五	〇	一六〇	七五	二四七	三三四	四一六	八七〇	七七〇	七二〇
曹 長	同 八五圓以上	八五	〇	一六〇	七五	二四七	三三四	四一六	八七〇	七七〇	七二〇
二等給	同 七五圓以上	八五	〇	一六〇	七五	二四七	三三四	四一六	八七〇	七七〇	七二〇
曹 長	同 八五圓以上	八五	〇	一六〇	七五	二四七	三三四	四一六	八七〇	七七〇	七二〇
二等給	同 七五圓以上	八五	〇	一六〇	七五	二四七	三三四	四一六	八七〇	七七〇	七二〇
曹 長	同 八五圓以上	八五	〇	一六〇	七五	二四七	三三四	四一六	八七〇	七七〇	七二〇
二等給	同 七五圓以上	八五	〇	一六〇	七五	二四七	三三四	四一六	八七〇	七七〇	七二〇
曹 長	同 八五圓以上	八五	〇	一六〇	七五	二四七	三三四	四一六	八七〇	七七〇	七二〇
二等給	同 七五圓以上	八五	〇	一六〇	七五	二四七	三三四	四一六	八七〇	七七〇	七二〇
曹 長	同 八五圓以上	八五	〇	一六〇	七五	二四七	三三四	四一六	八七〇	七七〇	七二〇
二等給	同 七五圓以上	八五	〇	一六〇	七五	二四七	三三四	四一六	八七〇	七七〇	七二〇
曹 長	同 八五圓以上	八五	〇	一六〇	七五	二四七	三三四	四一六	八七〇	七七〇	七二〇
二等給	同 七五圓以上	八五	〇	一六〇	七五	二四七	三三四	四一六	八七〇	七七〇	七二〇
曹 長	同 八五圓以上	八五	〇	一六〇	七五	二四七	三三四	四一六	八七〇	七七〇	七二〇
二等給	同 七五圓以上	八五	〇	一六〇	七五	二四七	三三四	四一六	八七〇	七七〇	七二〇
曹 長	同 八五圓以上	八五	〇	一六〇	七五	二四七	三三四	四一六	八七〇	七七〇	七二〇
二等給	同 七五圓以上	八五	〇	一六〇	七五	二四七	三三四	四一六	八七〇	七七〇	七二〇
曹 長	同 八五圓以上	八五	〇	一六〇	七五	二四七	三三四	四一六	八七〇	七七〇	七二〇
二等給	同 七五圓以上	八五	〇	一六〇	七五	二四七	三三四	四一六	八七〇	七七〇	七二〇
曹 長	同 八五圓以上	八五	〇	一六〇	七五	二四七	三三四	四一六	八七〇	七七〇	七二〇
二等給	同 七五圓以上	八五	〇	一六〇	七五	二四七	三三四	四一六	八七〇	七七〇	七二〇
曹 長	同 八五圓以上	八五	〇	一六〇	七五	二四七	三三四	四一六	八七〇	七七〇	七二〇
二等給	同 七五圓以上	八五	〇	一六〇	七五	二四七	三三四	四一六	八七〇	七七〇	七二〇
曹 長	同 八五圓以上	八五	〇	一六〇	七五	二四七	三三四	四一六	八七〇	七七〇	七二〇
二等給	同 七五圓以上	八五	〇	一六〇	七五	二四七	三三四	四一六	八七〇	七七〇	七二〇
曹 長	同 八五圓以上	八五	〇	一六〇	七五	二四七	三三四	四一六	八七〇	七七〇	七二〇
二等給	同 七五圓以上	八五	〇	一六〇	七五	二四七	三三四	四一六	八七〇	七七〇	七二〇
曹 長	同 八五圓以上	八五	〇	一六〇	七五	二四七	三三四	四一六	八七〇	七七〇	七二〇
二等給	同 七五圓以上	八五	〇	一六〇	七五	二四七	三三四	四一六	八七〇	七七〇	七二〇
曹 長	同 八五圓以上	八五	〇	一六〇	七五	二四七	三三四	四一六	八七〇	七七〇	七二〇
二等給	同 七五圓以上	八五	〇	一六〇	七五	二四七	三三四	四一六	八七〇	七七〇	七二〇
曹 長	同 八五圓以上	八五	〇	一六〇	七五	二四七	三三四	四一六	八七〇	七七〇	七二〇
二等給	同 七五圓以上	八五	〇	一六〇	七五	二四七	三三四	四一六	八七〇	七七〇	七二〇
曹 長	同 八五圓以上	八五	〇	一六〇	七五	二四七	三三四	四一六	八七〇	七七〇	七二〇
二等給	同 七五圓以上	八五	〇	一六〇	七五	二四七	三三四	四一六	八七〇	七七〇	七二〇
曹 長	同 八五圓以上	八五	〇	一六〇	七五	二四七	三三四	四一六	八七〇	七七〇	七二〇
二等給	同 七五圓以上	八五	〇	一六〇	七五	二四七	三三四	四一六	八七〇	七七〇	七二〇
曹 長	同 八五圓以上	八五	〇	一六〇	七五	二四七	三三四	四一六	八七〇	七七〇	七二〇
二等給	同 七五圓以上	八五	〇	一六〇	七五	二四七	三三四	四一六	八七〇	七七〇	七二〇
曹 長	同 八五圓以上	八五	〇	一六〇	七五	二四七	三三四	四一六	八七〇	七七〇	七二〇
二等給	同 七五圓以上	八五	〇	一六〇	七五	二四七	三三四	四一六	八七〇	七七〇	七二〇
曹 長	同 八五圓以上	八五	〇	一六〇	七五	二四七	三三四	四一六	八七〇	七七〇	七二〇
二等給	同 七五圓以上	八五	〇	一六〇	七五	二四七	三三四	四一六	八七〇	七七〇	七二〇
曹 長	同 八五圓以上	八五	〇	一六〇	七五	二四七	三三四	四一六	八七〇	七七〇	七二〇
二等給	同 七五圓以上	八五	〇	一六〇	七五	二四七	三三四	四一六	八七〇	七七〇	七二〇
曹 長	同 八五圓以上	八五	〇	一六〇	七五	二四七	三三四	四一六	八七〇	七七〇	七二〇
二等給	同 七五圓以上	八五	〇	一六〇	七五	二四七	三三四	四一六	八七〇	七七〇	七二〇
曹 長	同 八五圓以上	八五	〇	一六〇	七五	二四七	三三四	四一六	八七〇	七七〇	七二〇
二等給	同 七五圓以上	八五	〇	一六〇	七五	二四七	三三四	四一六	八七〇	七七〇	七二〇
曹 長	同 八五圓以上	八五	〇	一六〇	七五	二四七	三三四	四一六	八七〇	七七〇	七二〇
二等給	同 七五圓以上	八五	〇	一六〇	七五	二四七	三三四	四一六	八七〇	七七〇	七二〇
曹 長	同 八五圓以上	八五	〇	一六〇	七五	二四七	三三四	四一六	八七〇	七七〇	七二〇
二等給	同 七五圓以上	八五	〇	一六〇	七五	二四七	三三四	四一六	八七〇	七七〇	七二〇
曹 長	同 八五圓以上	八五	〇	一六〇	七五	二四七	三三四	四一六	八七〇	七七〇	七二〇
二等給	同 七五圓以上	八五	〇	一六〇	七五	二四七	三三四	四一六	八七〇	七七〇	七二〇
曹 長	同 八五圓以上	八五	〇	一六〇	七五	二四七	三三四	四一六	八七〇	七七〇	七二〇
二等給	同 七五圓以上	八五	〇	一六〇	七五	二四七	三三四	四一六	八七〇	七七〇	七二〇
曹 長	同 八五圓以上	八五	〇	一六〇	七五	二四七	三三四	四一六	八七〇	七七〇	七二〇
二等給	同 七五圓以上	八五	〇	一六〇	七五	二四七	三三四	四一六	八七〇	七七〇	七二〇
曹 長	同 八五圓以上	八五	〇	一六〇	七五	二四七	三三四	四一六	八七〇	七七〇	七二〇
二等給	同 七五圓以上	八五	〇	一六〇	七五	二四七	三三四	四一六	八七〇	七七〇	七二〇
曹 長	同 八五圓以上	八五	〇	一六〇	七五	二四七	三三四	四一六	八七〇	七七〇	七二〇
二等給	同 七五圓以上	八五	〇	一六〇	七五	二四七	三三四	四一六	八七〇	七七〇	七二〇
曹 長	同 八五圓以上	八五	〇	一六〇	七五	二四七	三三四	四一六	八七〇	七七〇	七二〇
二等給	同 七五圓以上	八五	〇	一六〇	七五	二四七	三三四	四一六	八七〇	七七〇	七二〇
曹 長	同 八五圓以上	八五	〇	一六〇	七五	二四七	三三四	四一六	八七〇	七七〇	七二〇
二等給	同 七五圓以上	八五	〇	一六〇	七五	二四七	三三四	四一六	八七〇	七七〇	七二〇
曹 長	同 八五圓以上	八五	〇	一六〇	七五	二四七	三三四	四一六	八七〇	七七〇	七二〇
二等給	同 七五圓以上	八五	〇	一六〇	七五	二四七	三三四	四一六	八七〇	七七〇	七二〇
曹 長	同 八五圓以上	八五	〇	一六〇	七五	二四七	三三四	四一六	八七〇	七七〇	七二〇
二等給	同 七五圓以上	八五	〇	一六〇	七五	二四七	三三四	四一六	八七〇	七七〇	七二〇
曹 長	同 八五圓以上	八五	〇	一六〇	七五	二四七	三三四	四一六	八七〇	七七〇	七二〇
二等給	同 七五圓以上	八五	〇	一六〇	七五	二四七	三三四	四一六	八七〇	七七〇	七二〇
曹 長	同 八五圓以上	八五	〇	一六〇	七五	二四七	三三四	四一六	八七〇	七七〇	七二〇
二等給	同 七五圓以上	八五	〇	一六〇	七五	二四七	三三四	四一六	八七〇	七七〇	七二〇
曹 長	同 八五圓以上	八五	〇	一六〇	七五	二四七	三三四	四一六	八七〇	七七〇	七二〇
二等給	同 七五圓以上	八五	〇	一六〇	七五	二四七	三三四	四一六	八七〇	七七〇	七二〇
曹 長	同 八五圓以上	八五	〇	一六〇	七五	二四七	三三四	四一六	八七〇	七七〇	七二〇
二等給	同 七五圓以上	八五	〇	一六〇	七五	二四七	三三四	四一六	八七〇	七七〇	七二〇
曹 長	同 八五圓以上	八五	〇	一六〇	七五	二四七	三三四	四一六	八七〇	七七〇	七二〇
二等給	同 七五圓以上	八五	〇	一六〇	七五	二四七	三三四	四一六	八七〇	七七〇	七二〇
曹 長	同 八五圓以上	八五	〇	一六〇	七五	二四七	三三四	四一六	八七〇	七七〇	七二〇
二等給	同 七五圓以上	八五	〇	一六〇	七五	二四七	三三四	四一六	八七〇	七七〇	七二〇
曹 長	同 八五圓以上	八五	〇	一六〇	七五	二四七	三三四	四一六	八七〇	七七〇	七二〇
二等給	同 七五圓以上	八五	〇	一六〇	七五	二四七	三三四	四一六	八七〇	七七〇	七二〇
曹 長	同 八五圓以上	八五	〇	一六〇	七五	二四七	三三四	四一六	八七〇	七七〇	七二〇
二等給	同 七五圓以上	八五	〇	一六〇	七五	二四七	三三四	四一六	八七〇	七七〇	七二〇
曹 長	同 八五圓以上	八五	〇	一六〇	七五	二四七	三三四	四一六	八七〇	七七〇	七二〇
二等給	同 七五圓以上	八五	〇	一六〇	七五	二四七	三三四	四一六	八七〇	七七〇	七二〇
曹 長	同 八五圓以上	八五	〇	一六〇	七五	二四七	三三四	四一六	八七〇	七七〇	七二〇
二等給	同 七五圓以上	八五	〇	一六〇	七五	二四七	三三四	四一六	八七〇	七七〇	七二〇
曹 長	同 八五圓以上	八五	〇	一六〇	七五	二四七	三三四	四一六	八七〇	七七〇	七二〇
二等給	同 七五圓以上	八五	〇	一六〇	七五	二四七	三三四	四一六	八七〇	七七〇	七二〇</

官長 三等 軍曹 兵長 上等兵 一、二等兵	同 四〇圓以上 四〇圓未満	同									
		七五	〇	一二五	五〇	二二八	二八二	三七四	七四四	七〇八	六五八
曹長	同	二三	〇	五八	三五	一九一	二五〇	三四二	六四八	六七六	六二六
三等	同	一八	〇	四四	二六	一八二	二四一	三二五	五九七	六五九	六〇九
軍曹	同	一四	〇	三四	二〇	一七二	二二六	三一九	五七九	六五三	六〇三
兵長	同	九	〇	二二	一三	二三	二三	一三	一三	一三	一三
上等兵	同	七	〇	一七	一〇	一〇	一〇	一〇	一〇	一〇	一〇
一、二等兵	同	六	〇	一五	九	九	九	九	九	九	一五

備考 一、將校で「特進」を冠しているのは、准士官又は下士官から將校に任ぜられた者をいう。

二、階級及び舊本俸月額は、昭和二十一年四月一日現在のものによる。

三、扶養家族は内地に設置されている臨時家族手当支給上の扶養家族とし、その有無は、昭和二十二年六月三十日現在の事實による。

四、この表は月額を示したものであるから、支給定額はこの表の額に夫々該當期間の月数を乗じて得た金額とし、計算の結果十圓未満の端数のあるときは、これを十圓に切り上げる。

五、昭和二十二年十二月一日以降内地に歸還した者に對しては、前號によつて計算して得た金額と、第三條第二項によつて内地に歸還の後、その者がとりまとめて支拂を受ける條給の額との合計額が五百圓に満たないときは、その差額を前號によつて計算した額に合算した額を以てその者の未支給給與の額とすることができ。

○票酒國務大臣 たいま議題となり
ました會社利益配當等臨時措置法案につ
きまして、まず第一にその提案の理
由を御説明いたします。

會社の利益配當については、昨年四
月制定施行されました會社配當等禁止
制限令により、資本金二十萬圓以上の
會社であつて、戦時補償の請求權、在
外資産等を有するもの及びいわゆる制
限會社は現在即當を年五分以下に制限
されておるのであります。これは戦時
補償等の處理にかんづつては、これ
らの會社の中には、經理に大なる影響
をこうむるべきものがありと懸念せら
れましたので、あらかじめ會社の經理
内容をできるだけ健全ならしめておこ
うという趣旨のもとに定められたもの
であります。しかるに御承知の通り、
昨年いわゆる戦時補償の打切りが行わ
れ、これに伴ひまして、損失をこうむ
る企業につきましては、會社經理應急

措置法及び企業再建整備法の規定によ
つて、これらの損失の適正な處理がは
かられることとなつたのであります。
従ひまして、現行の會社配當等禁止制
限令は、その制定の趣旨に顧みまし
て、これを今後繼續して施行する必
要を認めないようになつたのみ
ならず、他面今後經濟の民主化をはか
るため、きつめて多額の有價證券を廣
く國民の間に分散させることが必要で
ありまして、また經濟の復興再建のた
めには、多額の新規資本の蓄積をはか
らねばならない状況にありまして、こ
の見地からいたしますれば、會社の配
當を一定限度以下に制限することは、
活潑な有價證券取引を阻害し、國民
の證券投資に不利なる影響を與えるも
のと考えられるのであります。

以上のような理由から、政府は關係
方面に對し、會社配當等禁止制限令の
廢止について懇請いたしておつたので
あります。

ありますが、今回同令を廢止すること
といたしますとともに、會社の利益配
當につき、若干の措置を講ずること
といたし、ここに會社利益配當等臨時措
置法案を提出いたした次第でありま
す。

次にこの法律案の内容につきまし
て、その大要を御説明いたします。ま
ず第一に、この法律の適用を受ける會
社の範圍については、從來の會社配當
等禁止制限令が金融機關以外の資本金
二十萬圓以上の會社となつておしまし
たのと異なり、資本金額の大小を問わ
ず、また戦時補償請求權等を有するも
否にかかわらず、すべての會社が例
外なくこの法律の適用を受けることと
なるのであります。

第二に、會社の配當率については何
ら制限を設けておりませんが、配當金
總額が事業年度の總益金から總損金
を控除したいわゆる純益金額を超えて
もつてゐる限り、
また金融機關につきましては、金融
機關再建整備法の規定によつて、整備
の完了までは利益の配當をなし得ない
ことになつております。

第四に、會社は配當をした場合に
は、株主總會の承認その他適法の手續
を経て、利益配當が確定した時から三
十日以内に決算に關する報告書と準備
金及び利益の配當に關する報告書を作
成して、大藏大臣に提出しなければな
らないことといたしました。

何とぞ速やかに御審議の上御協賛あ
られるようお願いいたします。

次に財務局及び稅務署に在勤する政
府職員に對する稅務特別手當の支給に
關する法律案につきまして、提案の理
由を説明いたします。

政府は、稅務職員の職責の重大性と
職務の遂行のきつめて困難な實情に鑑
みまして、その事務能率の維持向上を
はかることとに稅收を確保するため、
稅務職員に特別の手當を支給すること
といたしましたのであります。すなわち稅
務職員の従事する國稅の調査、検査ま
たは滞納處分事務は、變轉極まりない
經濟情勢のもとにあつて、納稅者の肩
股にわたる業務の實態をとらえて、こ
れを複雑な稅法に従つて處理していく
のでありますから、相當高度の知識と
技術を要するのであり、また個人の機
密に關する金銭的問題に深く立入る關
係上、困難の多い仕事なのでありま
す。

特に最近インフレの高進に伴ひまし
て、所得階層に激變を來しているのみ
ならず、やみによる所得が増加してい
るため、課稅物件を的確に捕捉して、
課稅の適正公平をはかるには、きつめ

長が申しましたように、その人の能力に應じ、また出張日数に應じて出してやるわけでありまして、まずその邊が合理的ではないか、最も適當な方法ではないかというように考えであります。

○佐藤(觀)委員 税務官の待遇の悪いということは、政府も大體認められてゐるのではないかと申すのですが、特に税務官吏が税務署に長く勤めるといふことが、非常に困難になつておゐる。大體會社の脱税係に雇われる人が十年以上務めた人に非常に多いといふことを聞いております。そういうことに對しまして、税務官吏があつちに移動したりこちに移動したりしないような方法について、どういふような手段をとつておられるか。また税務官吏のようになつて、國民に非常に關係のある者に對しては、もう少し請負制度のようなもので、多少でも徴税できるような方法を、いろいろ考えられたらどうかと思ひますが、そういう問題について、當局の御説明を伺いたいと思ひます。

○來栖(國)大臣 税務官吏が専門の知識と技術を要するといふことは、先ほども申し上げた次第であります。それがために職を離れて、今お示しのようになつておられるといふような事例は、相當あるものであります。そこでさしあたりの問題としては、ただいま提案をいたしましたような趣意で、臨時手當その他を與えますとか、またでこぼこ調整の意味において俸給の引上げをいたしましたと思ひますが、これは根本の問題をいたしましては、これはあるいは裁判官と同じような地位にあると思ひます。從來は政府と

いたしまして、中央を重くし、地方の出先、窓口を輕んずるというふうな風があつたかと思ひますが、片山内閣におきましては、そういう點は十分改めまして、將來においては、税務署の特殊性、税務官吏の特殊の地位というものを考へて、俸給その他を考へたいと思ひ次第でございます。そうして足を止めるというふうな趣意と、福利施設その他を考へまして、十分考慮したいと思へておる次第でございます。

それから税の徴收についての請負制度でございますが、これについては確かにこゝろにこゝろに制度をとるといふことも、一つの方法だと考へるのことも、一つの方法だと考へるのことも、いまだいまだと考へておられること、今このうちから検討なさつてお

○川合委員 その手當問題は、全官財とは一應話合ひがついておられますか。○前尾政府委員 全財については、まだこの法律が通つておりませんが、大體の關連の件なり内容については、以前から話しておりました。最近の動きは別といたしまして、また千八百圓ペースの問題があるのでありますが、とにかく今回の特別待遇ということについては、十分その行為を感謝して、今回の法制決定なり、滞納整理についてやろうという機運になつておること、は確かであります。

層級極的にやつて、現在すでに滞納になつておる百億圓、また今後今年度内だけでも千億に上る滞納があるだろうといふようなことを申しておる場合におきまして、この滞納、未納に對しては、徴税機構の擴充ということが、質的な向上と量的増加であるといふことを盛んに言われるのでありますが、今佐藤委員からも質問のあつたように、徴税機構の擴充強化と關連して、請負制度あるいは獎勵金制度といふような根本的なことを考へねば、今後におけるこの實際の租税の徴收が困難ではないかといふように思はれます。

○來栖(國)大臣 今の御趣意は私も同感でございます。税といふものについての申告制をとりまして、この線に沿うて、もつと改革すべき點が相當あると思ひます。そういう點も十分取り入れて、その筋その他にもいろいろ交渉を續けていきたいと思ひ次第でございます。

○佐藤(觀)委員 最近地方の状況をみますと、税務官吏の素質が非常に悪くなつております。大體平均年齢が二十二、三歳というところになつておりますが、大藏大臣は、税務官吏の養成機關なり、あるいはこれから徴税期の段階にはいつて、相當の人数が要すると思ひますが、そういうことに對して、税務官吏の養成の方法を考へておられるかどうか、お伺ひしたいと思ひます。

養成機關をいたしました。税務講習所といふものを設けております。しかし何分人が次から次に入れ替るものでありますから、短期で、最近までは半年ぐらいの養成をやつておつたのでありますが、本年からは二年間としたしております。現在七百名程度の養成をやつております。これは中等學校卒業生でありまして、また非常に優秀なのがたくさんはいつておりますので、大いに將來を期待したいといふように考へております。また今年からやはり高等財務講習所といふものを東京に設けまして、現在二百名收容いたしております。これは税務署より大藏省にありまして五年以上勤めた、要するに將來の幹部としての養成といふような意味からいたしまして、税務大學と申し

すか、財務大學といふ考へ方で、これも相當の成績をあげております。何分二年間の養成機關であります。將來は大いに刮目していいといふふうに考へております。それから現在一年間期間を限りまして、選抜いたしまして、各地の大學並びに専門學校にお願いいたしまして、聴講生の制度を許していただきまして、これが現在七、八十名おるじやないかと思ひます。それから各財務局で短期の講習會といふものを、最近では忙しいので、ごく短期に暇をみてはやるというふうな意味合からいたしまして、同時に各直税並びに間税あるいは事實というように限られて、また直税については法人と個人とわけまして、法人の講習、個人の講習といふような講習會を盛んにやらしてやるわけでありまして、何分忙しいときにやつておりますので、徹底してやるわけにまいりませんが、われ／＼いたし

ましては、極力講習會を開きまして、短期に養成していく、その半面にただいま申しましたような長期的な將來の税務官吏の養成ということにも努めておる次第であります。

○宮樫委員 少し遅れましたので、あるいは同僚委員の質問と重複する點がございましたらばお許し願ひたいと思ひますが、財務局及び税務署に在勤する政府職員に對する税務特別手當の支給に關する法律案、これについて簡単に尋ねをいたしたいと思ひます。

○吉川委員 長代理、速記の都合がございまして、なるべく大きな聲で發言を願ひます。

○宮樫委員 この法案のうち第一頁のしまいから三行目にあります「前項の場合においてその事務の執行に當り當該職員の生命又は身體に著しい危険を及ぼす虞がある」この事項であります。これは具體的に申せばいかなる場合でございましょう。

○今井政府委員 主として特殊な第三國人等に對する検査調査ないし滞納處分、こゝろに於て該當するものと考へております。

○宮樫委員 第三國人といふお答えでしたが、それは間違ひありませんか。さういふと、何か税務の調査、検査、滞納處分等に行く場合は、納税義務者から重大なる危険に襲はれておるといふことを大藏當局は豫想してのことでございますか。

○今井政府委員 從來からすでにその實例は幾多ございまして、相當の犠牲者もすでに發生いたしております。残念ながら現在におきましては、さういつたことを頭を考へなければならぬ事態に相なつております。

○山根政府委員　お答えいたします。お話のように、輸入食糧の代金は対清合軍側におきまする決済は、實はまづ

行われていないわけですが、食糧管理特別會計としては、貿易特別會計から品物を受けますと同時に、相當の代價を食糧管理特別會計負擔において支拂つておるのであります。今日御承知のように、昨食糧年度には百六十萬トン餘、一昨食糧年度には百萬トン近い輸入食糧を受けたであります、大體内地の生産者價と同じ基準でこれを支拂うという取をわをいたしておりまして、約百億若干上まわる金額を、今日まで食糧別會計より貿易臨時別會計に支拂をたしておるわけですが、今後そうなるだろうと思うのであります。従いまして、輸入食糧の代金も、國

な形をとつておるのでございます。
○内務委員 ただいまのお話により
すと、終戦後から今日までに連合軍
に放出されました食糧は、二百六十
トンというお話であります、この
二百六十萬トンは、まだ爲替レートも
なつておられませんので、的確にいく

といふことはわからないかも知れませんが、ドルにしておよそどれくらいものでありますか。もしおわかりにしておりますれば、お聴かせ願ひたいのであります。

の方につけておきます。金銀、刀剣、衣類、
申しましたように、百億を若干上ま
る額になつております。それで、あ
すから、爲替レートがどういふふう

なりませうか、あるいはそれによつておのずから計算が違ふわけでありませうが、それがきまりますまでは、かりに百五十圓といしますとどうなりませうか——大體私の方は百億あまりの経費を支出してあります。

○河井委員 この税務職員の法律案は、税務職員の士氣にも影響いたしますから、速やかに可決し、至急決定されたいと思ひます。

○吉川委員長代理 ただいま河井君から動議が出ておりますが、その通り決して御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○吉川委員長代理 御異議ありませんから、財務局及び税務署に在勤する政府職員に對する税務特別手當の支給に關する法律案について討論に移ります。

〔討論省略と呼ぶ者あり〕

○吉川委員長代理 討論省略に御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○吉川委員長代理 それでは採決いたします。本案可決に御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○吉川委員長代理 御異議ありませんから、本案は可決いたしました。

○吉川委員長代理 なお次に食糧管理特別會計法等の一部を改正する法律案について討論を省略して採決いたしたいと思ひますが、御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○吉川委員長代理 それでは採決いたします。本案可決に御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○吉川委員長代理 御異議ありませんから、本案は可決いたしました。

○吉川委員長代理 次に食糧管理特別會計が農業災害補償法により昭和二十二年度において負擔する水稻共済に係る共済掛金の負擔金の財源に充てたるための一般會計からの繰入金に關する法律案について、討論を省略して採決するに御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○吉川委員長代理 それでは採決いたします。本案可決に御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○吉川委員長代理 御異議ありませんから、本案は可決いたしました。本日はこれにて散會いたします。午後零時一分散會

〔参照〕

食糧管理特別會計法等の一部を改正する法律案（内閣提出）に關する報告書

食糧管理特別會計が農業災害補償法により昭和二十二年において負擔する水稻共済に係る共済掛金の負擔金の財源に充てたるための一般會計からの繰入金に關する法律案（内閣提出）に關する報告書

財務局及び税務署に在勤する政府職員に對する税務特別手當の支給に關する法律案（内閣提出）に關する報告書

〔都合により附録に掲載〕